

労働保険特別会計

労働保険特別会計

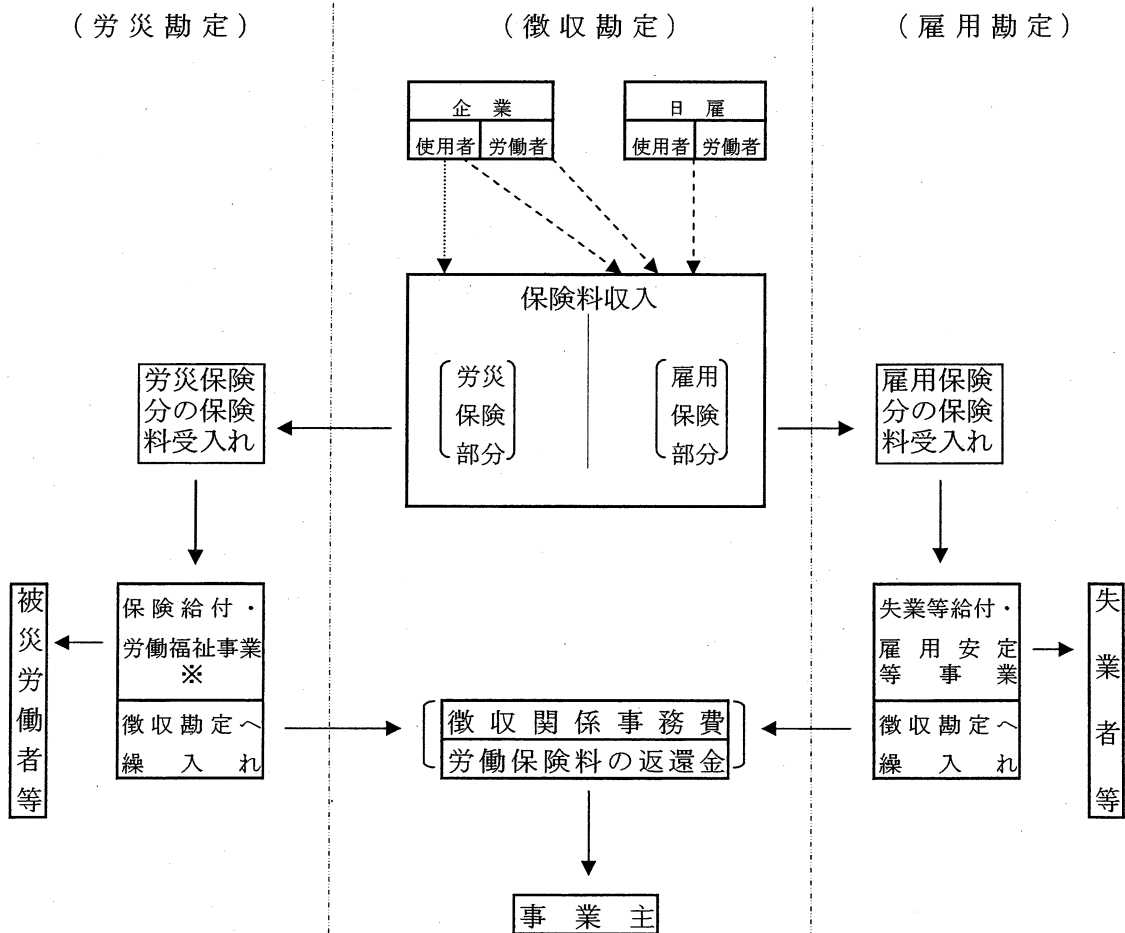
概要

労働保険特別会計は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第66条第29号の規定による廃止前の労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）に基づき、労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されている。

本会計の勘定は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災保険及び雇用保険に係る保険料は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に基づく労働保険料として一括徴収されており、それぞれ労災保険率及び雇用保険率が定められている。徴収勘定の歳入に計上された労働保険料のうち、労災保険率及び雇用保険率に相当する部分の額は、徴収勘定からそれぞれ労災勘定及び雇用勘定の歳入として繰り入れられている。

労働保険特別会計のしくみ



※ 労働福祉事業については見直しを行い、平成19年度以降「社会復帰促進等事業」として実施している。

労働保険特別会計労災勘定の業務等の概要

1 設置目的

労災保険は労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

これに要する費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれ、労働保険特別会計労災勘定によって経理されている。

なお、労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている（労働基準法第84条）。

2 適用

労働者を使用する全ての事業に適用される（国家公務員、地方公務員（現業の非常勤職員を除く。）及び船員は適用除外）。

ただし、農林水産業の事業の一部は、暫定的に任意適用事業となっている。

3 保険給付（別紙参照）

4 労働福祉事業 ※

適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため行われ、次の4つの事業が実施されている。

(1) 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

- イ 特定疾病アフターケアの実施
- ロ 義肢等の支給 等

(2) 被災労働者及び遺族の援護を図るために必要な事業

- イ 労災就学等援護費の支給
- ロ 労災特別介護施設の運営 等

(3) 労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業

- イ アスベスト等の危険有害な特定化学物質対策
- ロ 過重労働・メンタルヘルス対策 等

(4) 適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

未払賃金の立替払事業等

※ 労働福祉事業については見直しを行い、平成19年度以降、「社会復帰促進等事業」として実施している。

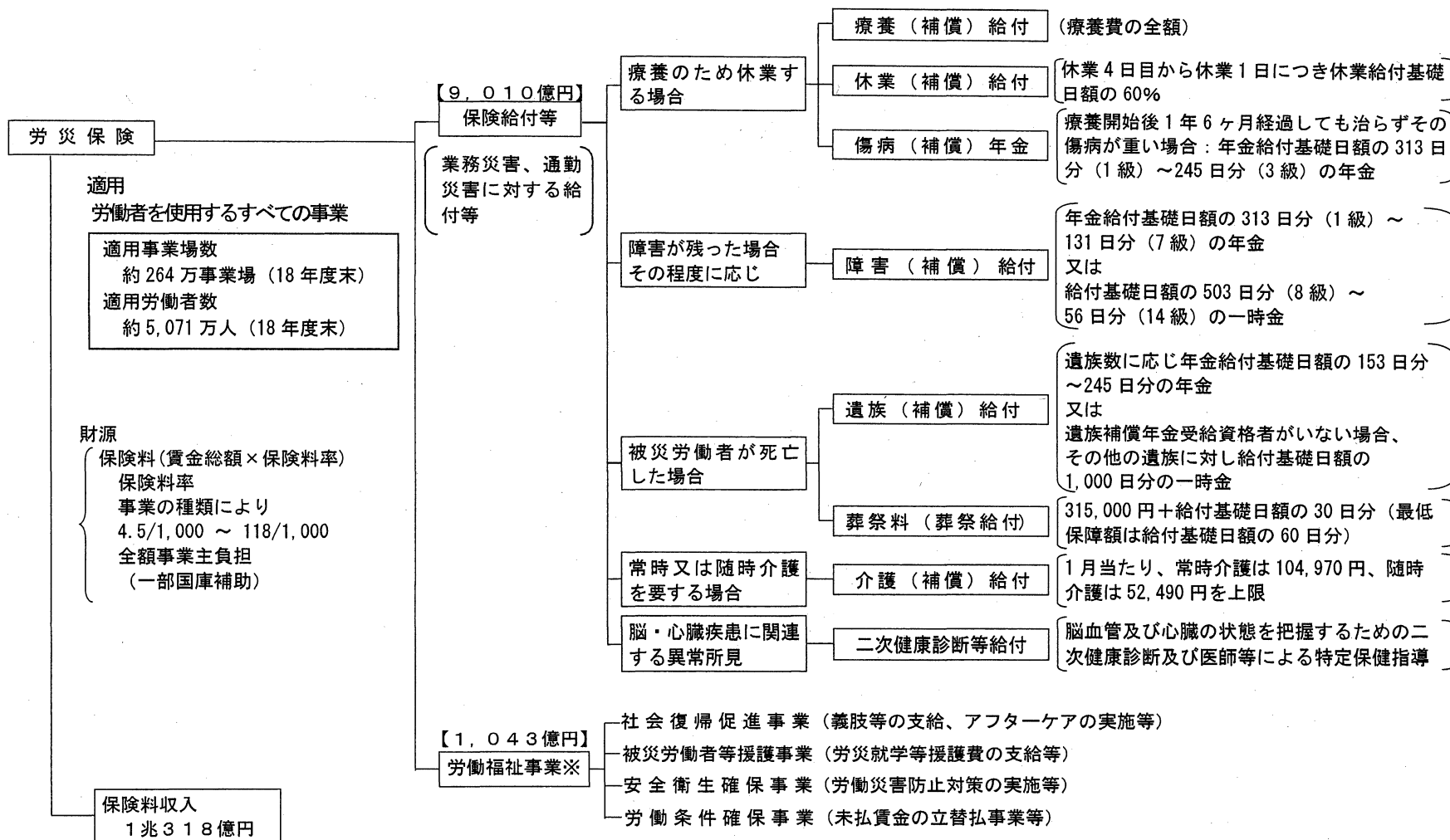
5 特別加入

労働者以外の者でも業務の実態、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者に対し、特別の手續により加入を認め、その業務災害及び通勤災害について保護が与えられている。保険給付の内容は、労働者の場合とほぼ同じである。

6 費用の負担

- (1) 労災保険の事業に要する費用の大半は、使用者が負担する労災保険料によってまかなわれている。
- (2) 保険料の額は、賃金総額に保険料率（事業の種類毎に、災害率に応じて、4.5/1000～118/1000）を乗じて算定される。
- (3) 個々の事業主の負担の具体的公平を図るとともに、その自主的な災害防止努力を促進するため、個々の事業ごとに収支率（保険料額に対する保険給付額と特別支給金額の合計の割合）をみて、業務災害に係る保険料率の40%（建設事業等の有期事業については35%）の範囲内で保険料率又は保険料額が増減される（メリット制）。

労働者災害補償保険制度の概要（平成18年度）



※ 労働福祉事業については見直しを行い、平成19年度以降「社会復帰促進等事業」として実施している。

労 災 保 険 率 表

(平成18年4月1日改定)

事業の種類の分類	事業の種類	労 災 保 険 率
林業	林業	1000分の60
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の41
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の46
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5
	採石業	1000分の70
	その他の鉱業	1000分の28
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の118
	道路新設事業	1000分の21
	舗装工事業	1000分の14
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の23
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の15
	既設建築物設備工事業	1000分の14
	機械装置の組立て又は据付けの事業 その他の建設事業	1000分の14 1000分の21
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の7.5
	たばこ等製造業	1000分の6.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5
	木材又は木製品製造業	1000分の18
	パルプ又は紙製造業	1000分の7.5
	印刷又は製本業	1000分の5
	化学工業	1000分の6.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
	コンクリート製造業	1000分の14
	陶磁器製品製造業	1000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7.5
	非鉄金属精錬業	1000分の7.5
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の8.5
	鋳物業	1000分の18
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の14
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の9
	めつき業	1000分の8.5
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の7
	電気機械器具製造業	1000分の4.5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の6
	船舶製造又は修理業	1000分の2.2
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の4.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	
その他の製造業	1000分の8	
運輸業	交通運輸事業	1000分の5.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の13
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の13
	港湾荷役業	1000分の23
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の4.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13
	ビルメンテナンス業	1000分の6.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業(*)	1000分の4.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業(*)	1000分の5
	金融業、保険業又は不動産業(*)	1000分の4.5
その他の各種事業	1000分の4.5	

* 平成18年4月1日に「通信業、放送業、新聞業又は出版業」と「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」と「金融業、保険業又は不動産業」を「その他の各種事業」から、分離独立させた。

労災保険給付等一覧

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	/
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養費の全額	/
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき。	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,590 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 56,710 円を下回る場合は 56,710 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,300 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 28,360 円を下回る場合は 28,360 円。	
二次健康診断等 給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖、肥満度）の全てについて異常の所見があると認められたとき。	(1) 二次健康診断 1 年度内に 1 回に限る。 (2) 特定保健指導 二次健康診断 1 回につき 1 回に限る。	

注 1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、通勤災害に係るもの。

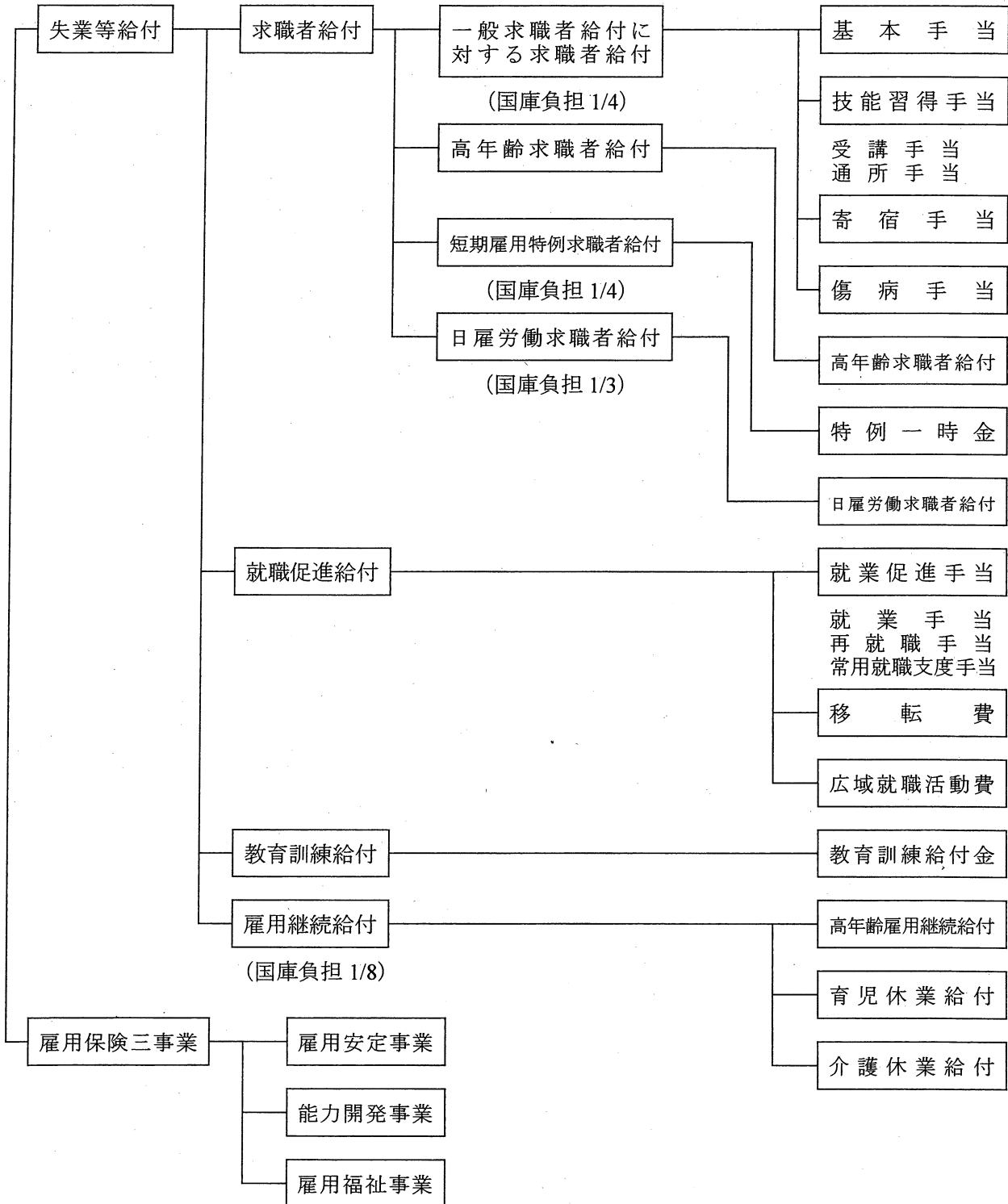
注 2) 表中の金額等は平成 18 年 8 月 1 日現在。

注 3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前 3 カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 4,100 円 平成 18 年 8 月 1 日より）である。

注 4) 算定基礎日額とは、ボーナス等特別給与の一定額を 365 で除した額である。

○労働保険特別会計雇用勘定の概要（平成18年度）

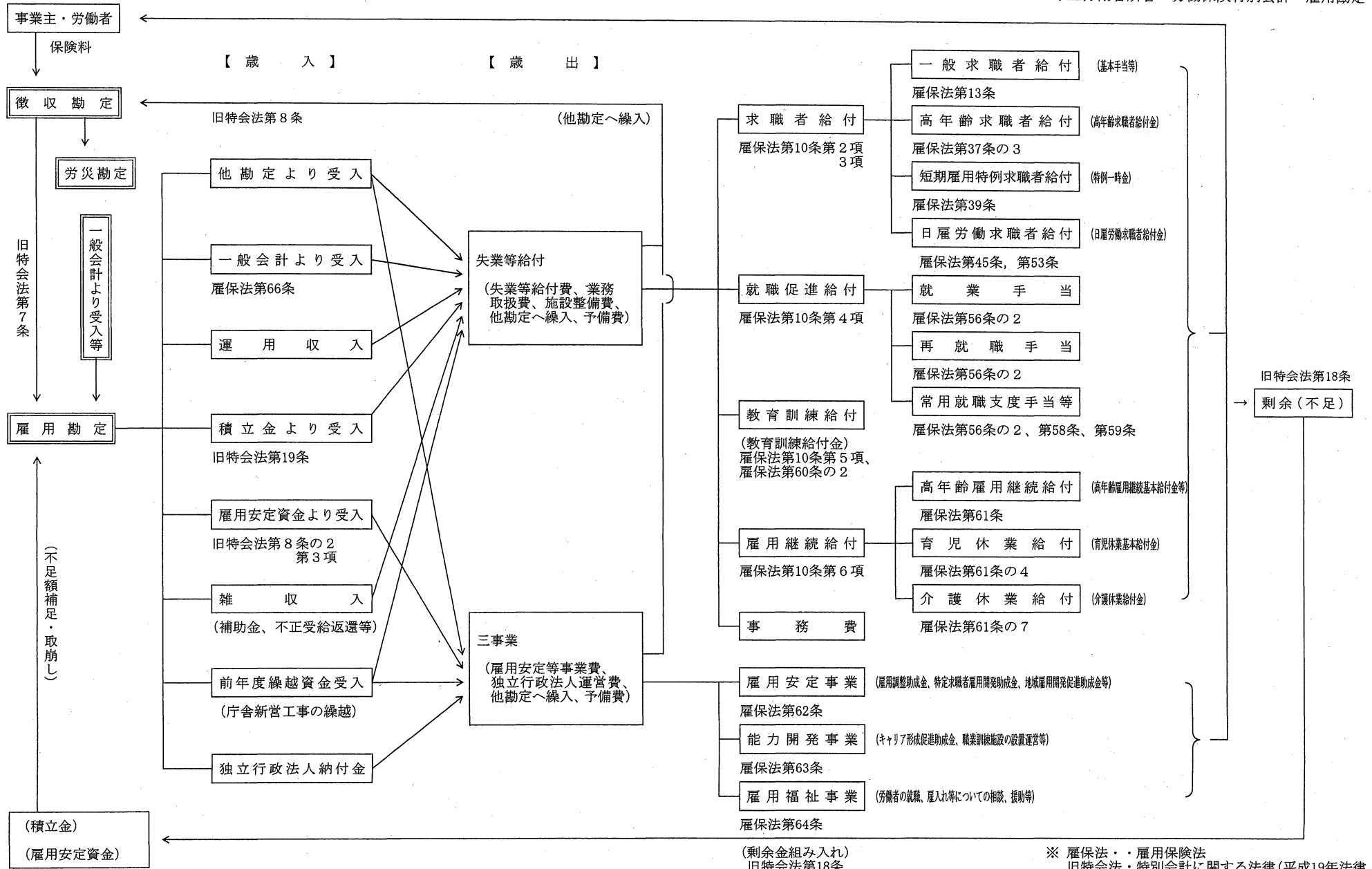
労働保険特別会計雇用勘定は、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要となる給付（失業等給付）を行うほか、失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上、福祉の増進を図ることを目的とした対策（雇用安定事業等）を実施する勘定として一般会計とは区分して設置されており、その主な財源は労働者及び事業主から徴収された保険料収入である。



- ・ 設 置：昭和22年度（当初は失業保険制度として発足し、昭和50年度より雇用保険制度として実施）
- ・ 根拠法：「雇用保険法」「特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第66条第29号の規定による廃止前の労働保険特別会計法」「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」
- ・ 財 源：保険料収入及び一般会計より一部繰入（国庫負担）

雇用保険制度の概要

厚生労働省所管 労働保険特別会計 雇用勘定



※ 雇用保険制度における資金の流れについては、「他勘定、他会計、独立行政法人との間の業務等との関係及び財政資金の流れ」参照

※ 雇保法・雇用保険法 旧特会法・特別会計に関する法律(平成19年法律第23号) 附則第66条第29号の規定による廃止前の労働保険特別会計法

雇用保険制度の概要

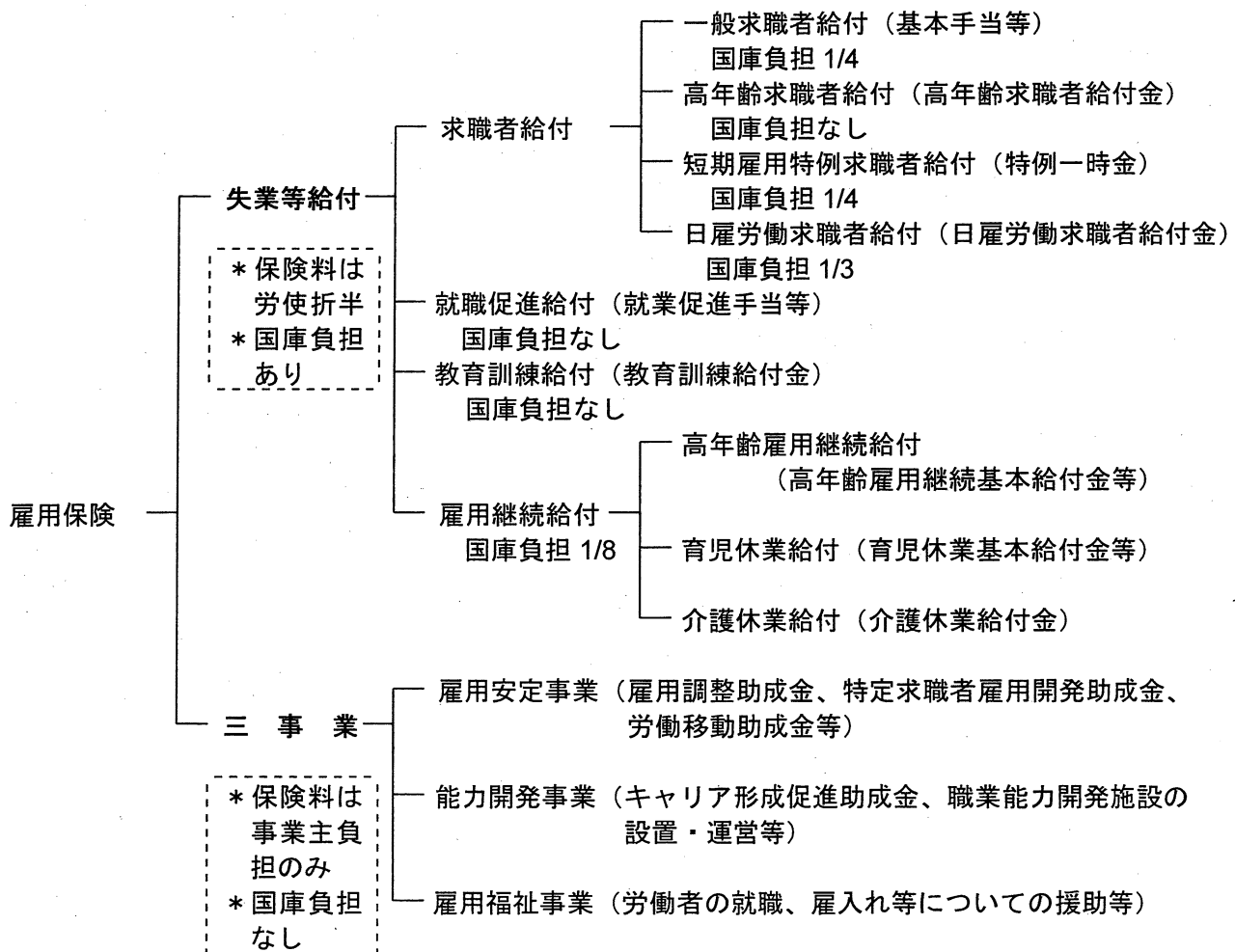
1 制度の概要

(1) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

(2) 雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者（注）が雇用される事業を強制適用事業としている。

注）週所定労働時間 20 時間未満の者や、家計補助的、臨時的内職的に就労する者は含まない。



2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,790円	6,395円
30歳以上45歳未満	14,200円	7,100円
45歳以上60歳未満	15,620円	7,810円
60歳以上65歳未満	15,130円	6,808円

ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円～4,100円	80%	1,664円～3,280円
4,100円～11,870円	80～50%	3,280円～5,935円
11,870円～15,620円	50%	5,935円～7,810円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円～4,100円	80%	1,664円～3,280円
4,100円～10,640円	80～45%	3,280円～4,788円
10,640円～15,130円	45%	4,788円～6,808円

ハ 給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（ハを除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

(ロ) 自己都合離職者（ハを除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	90日	90日	120日	150日	
全年齢	90日	90日	120日	150日		

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	150日	300日	360日		
45歳未満	150日	300日				
45歳以上65歳未満		360日				

ニ 給付日数（特例）

(イ) 訓練延長給付

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

なお、平成19年度末までの暫定措置として、35歳以上60歳未満の受給資格者については、複数回の公共職業訓練等の受講を指示することができる。

(ロ) 広域延長給付

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(ハ) 全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(2) 高年齢求職者給付金

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30 日分	基本手当日額の 50 日分

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の 50 日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第 3 条の規定により、実質的には 4 月と 22 日で足りる。

(4) 日雇労働求職者給付金

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等級	給付金日額	賃金日額区分
第 1 級	7,500 円	11,300 円以上
第 2 級	6,200 円	8,200 円以上 11,300 円未満
第 3 級	4,100 円	8,200 円未満

(5) 就業促進手当

イ 就業手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合には、就業日ごとに基本手当日額（5,935 円（60～64 歳は 4,788 円）を上限とする。）の 30%相当額が支給される。

ロ 再就職手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に安定的な職業に再就職した場合には、支給残日数の 30%に基本手当日額（5,935 円（60～64 歳は 4,788 円）を上限とする。）を乗じた額の一時金が支給される。

ハ 常用就職支度手当

障害者、45 歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合（ロ

の再就職手当を受けられる場合を除く。)には、支給残日数の 30 %に基本手当日額 (5,935 円 (60 ~ 64 歳は 4,788 円) を上限とする。) を乗じた額の一時金が支給される。

(6) 教育訓練給付金

イ 支給対象者

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間 (注 1) が 3 年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて教育訓練給付金が支給される。

(イ) 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者。

(ロ) (イ) 以外の者であって、教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから 1 年以内 (適用対象期間 (注 2) の延長が行われた場合には最大 4 年以内) にある者。

注 1) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

注 2) 一般被保険者でなくなってから 1 年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き 30 日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。

ロ 給付額

支給要件期間の区分に応じ、下記のとおり。

(イ) 3 年以上 5 年未満 教育訓練に要した費用の 20 % (上限 10 万円)

(ロ) 5 年以上 教育訓練に要した費用の 40 % (上限 20 万円)

(7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が 60 歳時点の賃金の 75 %未満である者には、高年齢雇用継続給付 (高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金) が支給される。

イ 支給対象者

60 歳時点に対して賃金額が 25 %を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者 (被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者)。

ロ 給付額

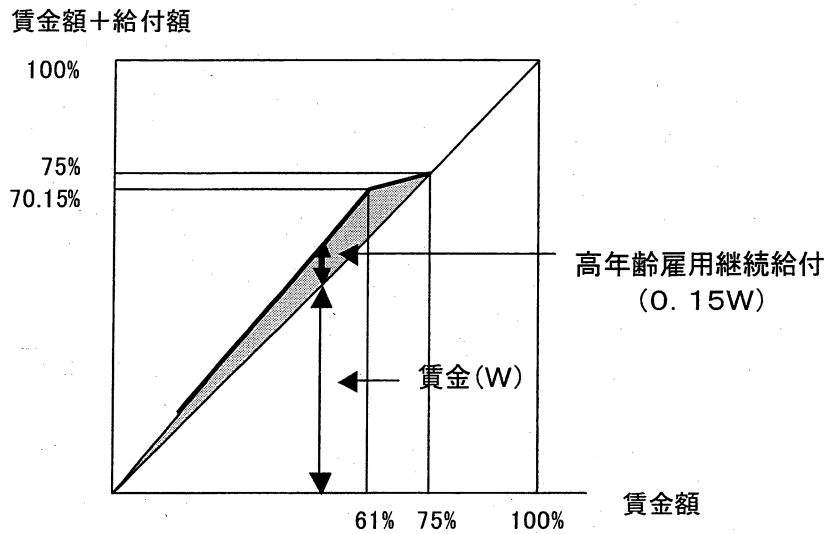
60 歳以後の各月の賃金の 15 % (賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15 %を超え 75 %未満の場合は逡減した率)。

賃金と給付の合計が月額 34 万 733 円を超える場合は、超える額を減額。

ハ 支給期間

65 歳に達するまでの期間 (基本手当等受給後に再就職した場合は、基本手当の支

給残日数 200 日以上は 2 年間、100 日以上は 1 年間)。



(注) パーセンテージは 60 歳時点の賃金に対する割合である。

注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

(8) 育児休業給付

1 歳（その子が 1 歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には 1 歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。

イ 休業前賃金の 40 % 相当額を支給（30 % 相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後 6 月間被保険者として雇用された場合に支給）。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 % を超える場合は、超える額を減額。

(9) 介護休業給付

家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。

イ 休業前賃金の 40 % 相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 % を超える場合は、超える額を減額。

3 雇用保険三事業の概要

(1) 雇用安定事業

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

4 費用の負担

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付に要する費用は労使が負担する保険料と国庫負担により賄い、高年齢求職者給付金及び教育訓練給付に要する費用は労使が負担する保険料のみにより賄い、三事業に要する費用は全額事業主のみが負担する保険料により賄われる。

(1) 保険料

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$
三事業のための保険料	$\frac{3.5}{1,000}$	なし	$\frac{3.5}{1,000}$
計	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$

(2) 国庫負担

イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあつては、これに要する費用の4分の1を負担する。

ロ 日雇労働求職者給付金にあつては、これに要する費用の3分の1を負担する。

ハ 雇用継続給付にあつては、これに要する費用の8分の1を負担する。

労働保険特別会計徴収勘定の業務等の情報

1 労働保険特別会計徴収勘定の設置目的

昭和47年に、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用（失業）保険の適用を5人未満の零細事業に拡大するにあたり、保険料徴収の手続等の事業主の利便と行政機関の業務量を軽減するため、労災保険及び雇用保険の保険関係及び保険料が一本化され、適用徴収事務が一元化された。このため、両保険事業の事務のうち適用徴収事務については、両保険につき不可分一体の収入支出の経理を行うことが必要となり、労働保険特別会計が設けられるとともに、一本化された保険料の経理を適切に処理するために徴収勘定が設けられた。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）

第1条 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第3条 この会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

2 労働保険特別会計徴収勘定の特質

徴収勘定は、労災・雇用の両保険事業のうち、労働保険料等の収入保険料の返還金及び徴収に関する経費の支出を行い、両保険につき不可分一体の経理を行うための共通勘定としての性格を有するものである。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第6条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和44年法律第88号。以下「整備法」という。）第19条第1項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号。次条第2項において「印紙保険料」という。）第3条第3項の規定による納付金、第8条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、次条第1項の規定による労災勘定への繰入金、同条第2項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働

保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつて歳出とする。

3 労働保険特別会計徴収勘定が経理している業務概要

労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用されるものであり、その適用及び保険料徴収については、徴収法により定められている。

その概要は以下のとおりである。

(1) 労働保険の適用

① 労働保険の適用事業

労働保険の適用については、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業となっている（いわゆる全面適用）。

適用事業でない事業は、暫定任意適用事業とされている。

② 適用のしくみ

労働保険は、各適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することを原則としている。

ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険における適用労働者の範囲、適用方法等の相違にかんがみ、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ個別の事業とみなして、二元的に処理している。

(2) 労働保険料の徴収

① 保険の種類

労働保険料は、労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収することを原則としており、その種類として一般保険料、特別加入保険料及び印紙保険料がある。

② 保険料の負担

労使の労働保険料負担については、労災保険に関する部分は全額事業主が負担し、雇用保険に関する部分は労使が一定の割合で負担することを原則としている。

③ 納付方法

事業主は、労働保険料のうち一般保険料と特別加入保険料については、毎保険年度の初めに概算額（概算保険料）で申告・納付し、翌保険年度の初めに確定額（確定保険料）を申告し、過不足を精算することとされている。

印紙保険料については、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、一般保険料のほか、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付し、消印することにより、納付することとされている。

(3) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る一般拠出金の徴収

平成18年2月10日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号）が公布され、平成19年度より労災保険適用事業主から毎年度、同法に基づく救済給付の支給に要する費用に充てるための一般拠出金を労働保険料と併せて徴収することとなった。

なお、一般拠出金の徴収に要する費用の財源については、環境省の一般会計からな

る「国庫負担」と「労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金から控除した額」との折半となっている。

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

（国庫の負担）

第34条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第1項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

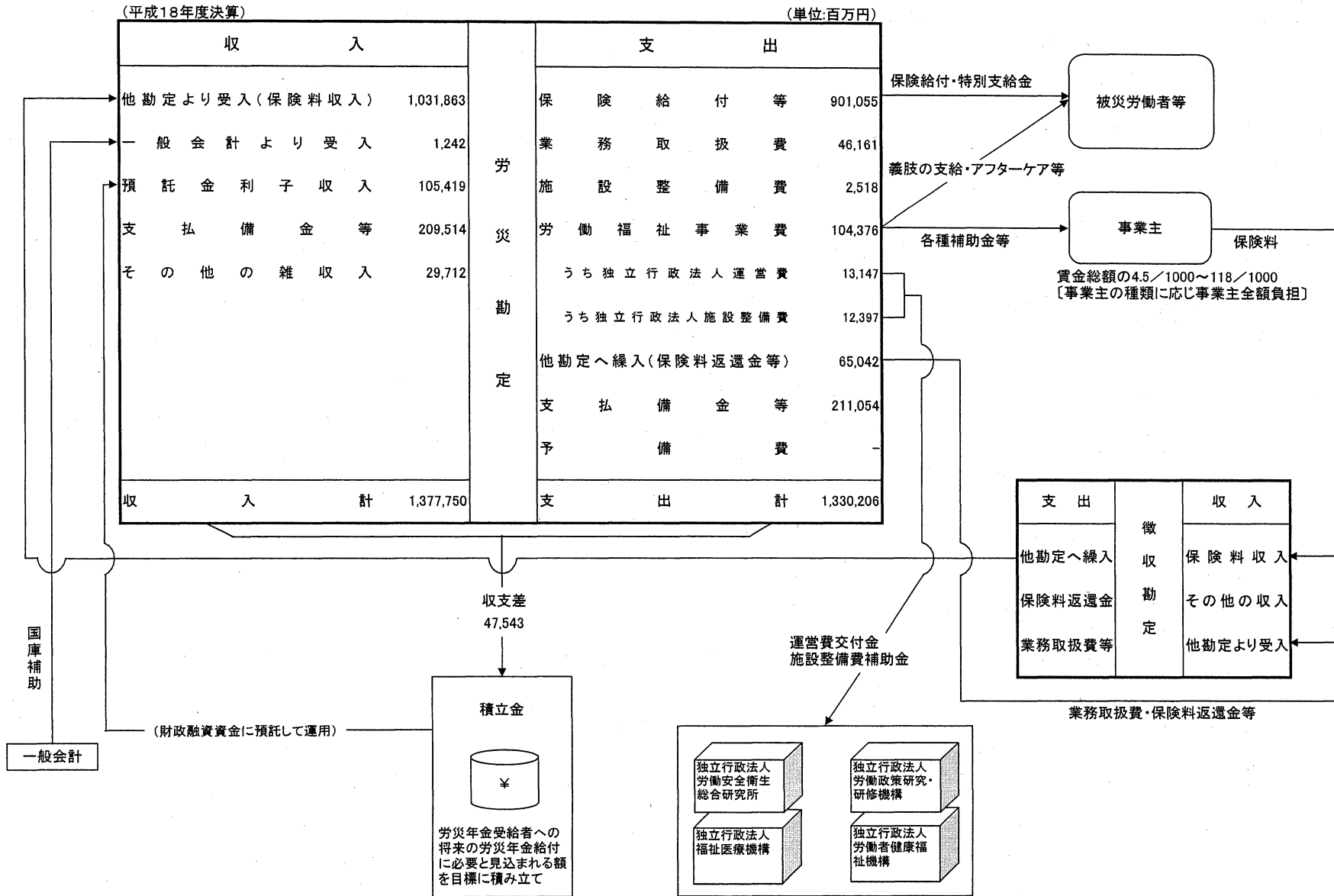
（一般拠出金の徴収及び納付義務）

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主をされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

（機構に対する交付）

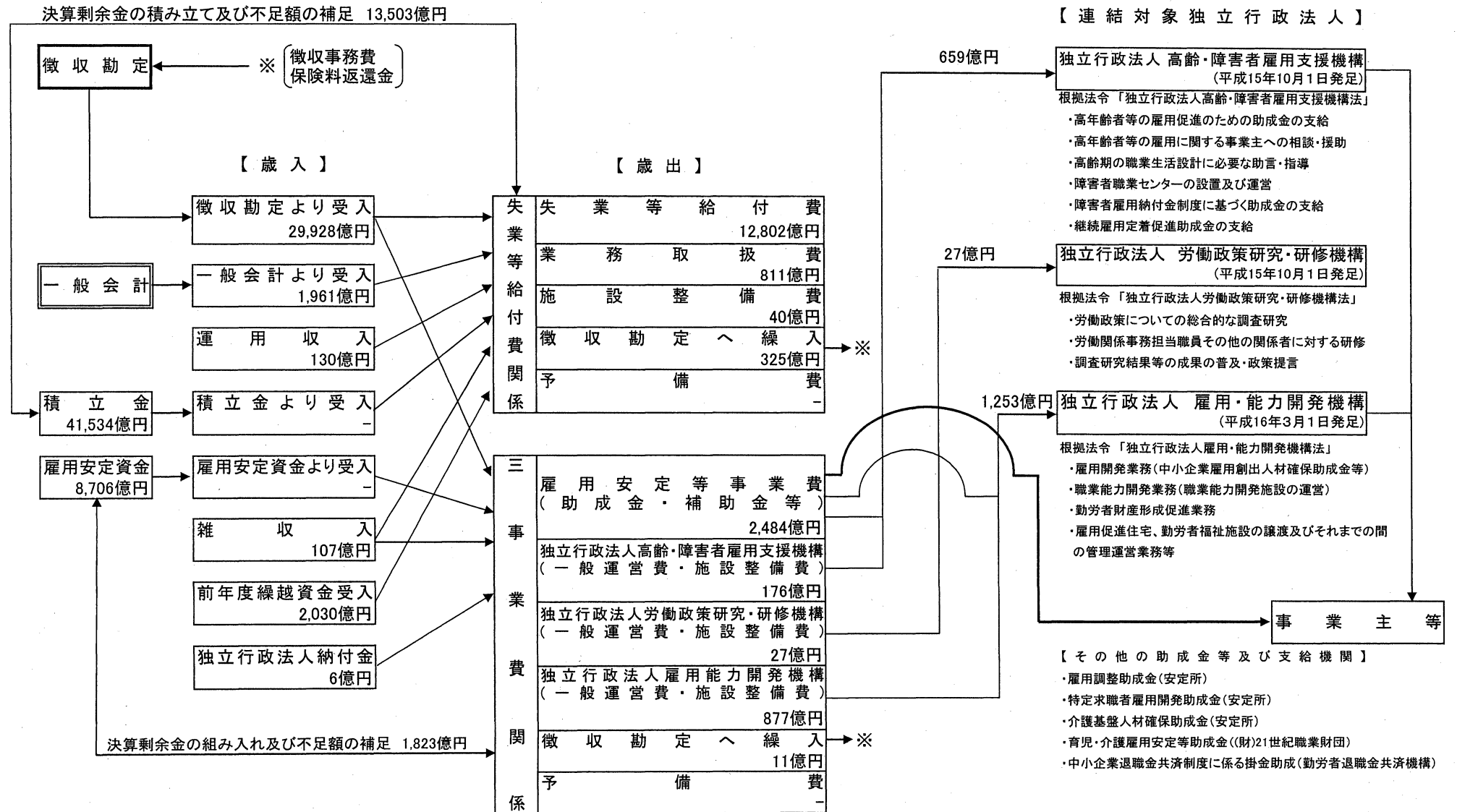
第36条 厚生労働大臣は、前条第1項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

労働保険特別会計労災勘定のしくみ(財政資金の流れ)



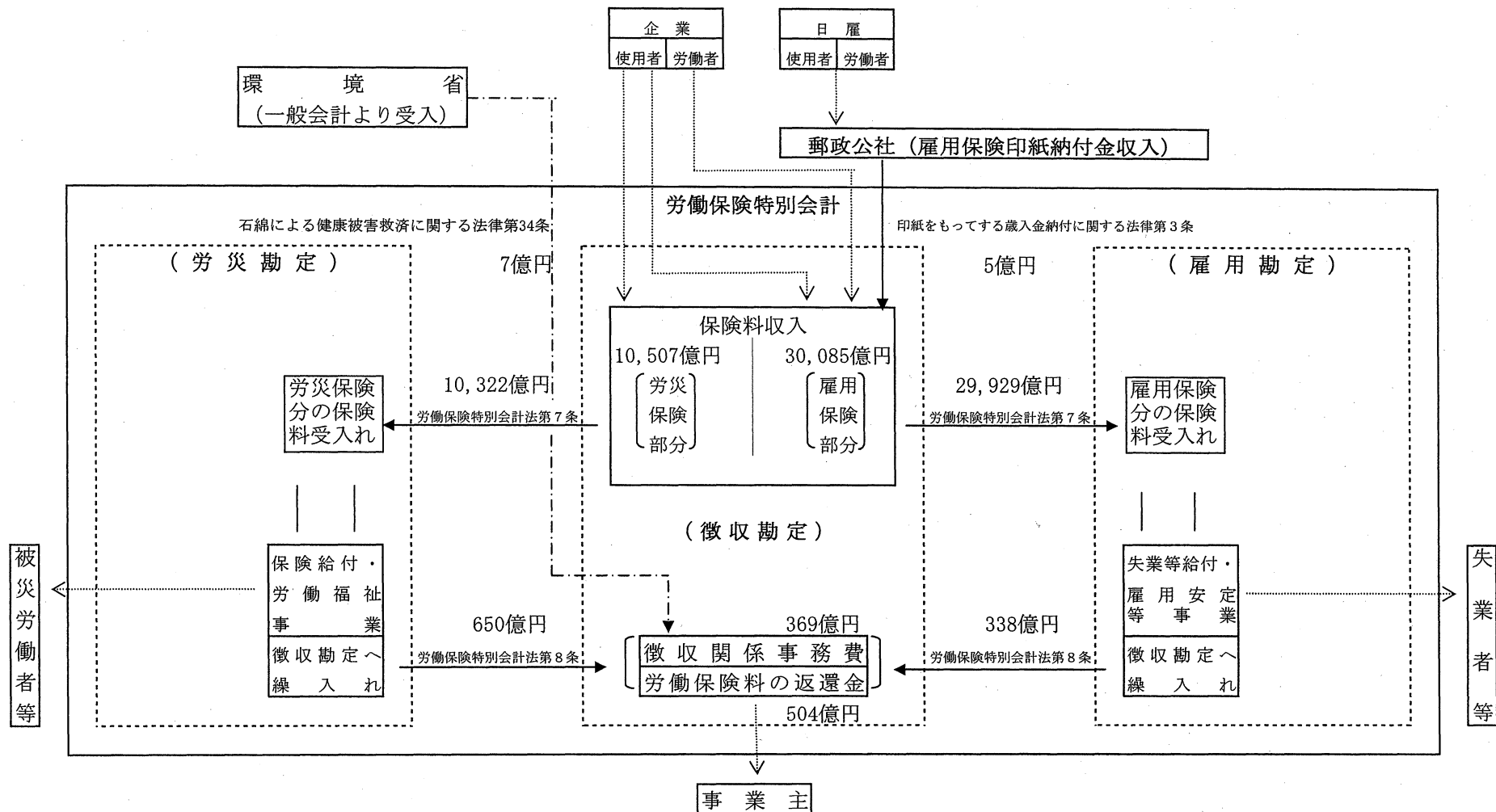
他勘定、他会計、独立行政法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

○労働保険特別会計 雇用勘定



(注) 端数処理のため、合計は一致しない。

労働保険特別会計徴収勘定における財政資金の流れ



歳入歳出決算額(労災勘定)

1 歳入

款 項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入 額との差(△は減) (円)
0100-00 保 険 収 入	1,242,633,004,000	1,242,501,475,452	1,242,501,475,452	0	0	△ 131,528,548
0101-00 他 勘 定 より 受 入	1,032,229,031,000	1,032,229,031,000	1,032,229,031,000	0	0	0
0102-00 一 般 会 計 より 受 入	1,242,434,000	1,242,434,000	1,242,434,000	0	0	0
0103-00 未 経 過 保 険 料 受 入	23,860,901,000	23,252,896,452	23,252,896,452	0	0	△ 608,004,548
0104-00 支 払 備 金 受 入	185,300,638,000	185,777,114,000	185,777,114,000	0	0	476,476,000
0400-00 運 用 収 入						
0401-00 運 用 収 入	102,672,658,000	105,419,385,712	105,419,385,712	0	0	2,746,727,712
0500-00 独 立 行 政 法 人 納 付 金	6,634,000	1,102,502,530	1,102,502,530	0	0	1,095,868,530
0501-00 独 立 行 政 法 人 労 働 安 全 衛 生 総 合 研 究 所 納 付 金	6,634,000	188,399,776	188,399,776	0	0	181,765,776
0502-00 独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 福 祉 機 構 納 付 金	0	914,102,754	914,102,754	0	0	914,102,754
0200-00 雑 収 入						
0201-00 雑 収 入	23,164,732,000	48,300,579,865	28,242,929,745	531,030,180	19,526,619,940	5,078,197,745
0300-00 前 年 度 繰 越 資 金 受 入						
0301-00 前 年 度 繰 越 資 金 受 入	0	483,603,348	483,603,348	0	0	483,603,348
歳 入 合 計	1,368,477,028,000	1,397,807,546,907	1,377,749,896,787	531,030,180	19,526,619,940	9,272,868,787

歳入歳出決算額(労災勘定)

2 歳出

項	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定による経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)
01 保 険 給 付 費	798,852,603,000	0	0	0	0	798,852,603,000	780,587,907,868	0	18,264,695,132
02 業 務 取 扱 費	52,230,006,000	0	0	0	0	52,230,006,000	46,161,038,417	0	6,068,967,583
03 施 設 整 備 費	3,390,656,000	402,061,748	0	0	0	3,792,717,748	2,518,344,969	693,105,335	581,267,444
04 労 働 福 祉 事 業 費	210,166,760,000	81,541,600	0	0	0	210,248,301,600	199,298,967,955	219,715,855	10,729,617,790
10 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,679,416,000	0	0	0	0	1,679,416,000	1,679,416,000	0	0
13 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	419,843,000	0	0	0	0	419,843,000	397,763,000	0	22,080,000
15 独立行政法人福祉医療機構運営費	33,848,000	0	0	0	0	33,848,000	33,848,000	0	0
14 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	152,447,000	0	0	0	0	152,447,000	152,447,000	0	0
16 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	25,400,000	0	0	0	0	25,400,000	22,860,000	0	2,540,000
17 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	11,281,178,000	0	0	0	0	11,281,178,000	11,281,178,000	0	0
18 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	11,976,862,000	0	0	0	0	11,976,862,000	11,976,862,000	0	0
06 他 勘 定 へ 繰 入	65,231,772,000	0	0	0	0	65,231,772,000	65,042,048,000	0	189,724,000
09 予 備 費	10,000,000,000	0	0	0	0	10,000,000,000	0	0	10,000,000,000
歳 出 合 計	1,165,440,791,000	483,603,348	0	0	0	1,165,924,394,348	1,119,152,681,209	912,821,190	45,858,891,949

【参考情報】

1 歳入に関する情報

① 「他勘定より受入」は徴収勘定からの受入であるが、当該受入に係る内訳は以下のとおりである。

○徴収勘定からの受入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
保険料収入	1,031,793,776,000	1,031,862,869,840	1,031,862,869,840	69,093,840
附属雑収入	435,255,000	366,161,160	366,161,160	△ 69,093,840
計	1,032,229,031,000	1,032,229,031,000	1,032,229,031,000	0

(注) 徴収勘定からの受入については、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第66条第29号の規定による廃止前の労働保険特別会計法第7条第1項により、労災保険に係る労働保険料の額及び徴収勘定の附属雑収入のうち政令で定める額の合計額に相当する金額とされており、附属雑収入は延滞金、追徴金、返納金、預託金利息収入及び雑入からなる。

② 「運用収入」は、積立金及び余裕金に係る預託金利息収入の合計であり、内訳は以下のとおりである。

○預託金利息収入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差 (円)
積立金利息収入	102,670,186,000	105,224,850,097	105,224,850,097	2,554,664,097
余裕金利息収入	2,472,000	194,535,615	194,535,615	192,063,615
計	102,672,658,000	105,419,385,712	105,419,385,712	2,746,727,712

2 歳出に関する情報

(項)労働福祉事業費、(項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費、(項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費、(項)独立行政法人福祉医療機構運営費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、(項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費及び(項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費については、労働者災害補償保険法第29条第1項に基づく労働福祉事業※の経費である。

(労働者災害補償保険法第29条第1項 ※)

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
- 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

※ 労働福祉事業については見直しを行い、平成19年度以降「社会復帰促進等事業」として実施している。

また、現在、労働者災害補償保険法第29条第1項は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により改正されている。

平成18年度 財源別歳入歳出決算（決算値）

労働保険特別会計 雇用勘定

(単位：円)

	歳 入				歳 出			
	項 目	予 算 額	決 算 額	備 考	項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
失業等給付費関係	徴収勘定より受入	2,453,807,257,000	2,453,473,158,685		失業等給付費	2,045,943,180,000	1,280,278,908,841	
	保険料収入	2,452,413,921,000	2,452,238,485,154	16年度繰入未済金を含む	業務取扱費	86,659,140,000	81,188,595,296	
	印紙収入	713,161,000	524,211,718		施設整備費	6,200,117,447	4,023,457,000	前年度繰越含む
	雑収入	680,175,000	710,461,813		他勘定へ繰入	32,964,434,000	32,588,412,000	
	一般会計より受入	394,729,500,000	196,129,500,000		予備費	124,000,000,000	0	
	求職者給付費等財源受入	393,905,000,000	195,305,000,000		翌年度繰越額	-	721,773,977	
	業務取扱費財源受入	824,500,000	824,500,000		18年度国庫負担金受入超過額	-	127,278,105,426	
	運用収入	4,445,085,000	13,072,306,872					
	雑収入	22,664,067,000	10,715,591,196					
	前年度繰越資金受入	0	203,025,665,099					
	前年度繰越資金受入	0	1,022,686,447					
	前年度求職者給付費等財源受入超過額受入	0	202,002,978,652					
	計	2,875,645,909,000	2,876,416,221,852		計	2,295,766,871,447	1,526,079,252,540	
				剰余		1,350,336,969,312		
三事業費関係	徴収勘定より受入	539,062,532,000	539,396,630,315		雇用安定等事業費	299,157,489,000	248,471,989,864	
	保険料収入	539,062,532,000	539,396,630,315	16年度繰入未済金を含む	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	17,619,728,000	17,619,728,000	
	独立行政法人納付金	0	640,915,553		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費	39,556,000	35,600,000	
	雑収入	0	71,437,666		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,687,898,000	2,687,898,000	
	雑収入	0	71,437,666		独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	71,850,000	69,516,104	
					独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	86,153,303,000	86,153,303,000	
					独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	1,811,553,000	1,556,757,246	
					他勘定へ繰入	1,178,996,000	1,178,996,000	
					雇用安定資金へ繰入	122,342,159,000	122,342,159,000	
					予備費	8,000,000,000	0	
	計	539,062,532,000	540,108,983,534		計	539,062,532,000	480,115,947,214	
					剰余		59,993,036,320	
	合計	3,414,708,441,000	3,416,525,205,386		合計	2,834,829,403,447	2,006,195,199,754	
				純剰余		1,410,330,005,632		

(雇用勘定)

歳入歳出決算額科目別表

1 歳 入

款 項 目	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入 額との差(△は減) (円)
0100-00 保 険 収 入	3,387,599,289,000	3,188,999,289,000	3,188,999,289,000	0	0	△ 198,600,000,000
0101-00 他勘定より受入	2,992,869,789,000	2,992,869,789,000	2,992,869,789,000	0	0	0
0102-00 一般会計より受入	394,729,500,000	196,129,500,000	196,129,500,000	0	0	△ 198,600,000,000
0200-00 運 用 収 入						
0201-00 運 用 収 入	4,445,085,000	13,072,306,872	13,072,306,872	0	0	8,627,221,872
0300-00 雑 収 入						
0301-00 雑 収 入	22,664,067,000	17,199,577,476	10,787,028,862	478,408,376	5,934,140,238	△ 11,877,038,138
0400-00 前年度繰越資金受入	0	203,025,665,099	203,025,665,099	0	0	203,025,665,099
0401-01 前年度繰越資金受入	0	1,022,686,447	1,022,686,447	0	0	1,022,686,447
0402-01 前年度求職者給付費等財 源受入超過額受入	0	202,002,978,652	202,002,978,652	0	0	202,002,978,652
0700-00 独立行政法人納付金						
0702-01 独立行政法人雇用・能力 開発機構納付金	0	640,915,553	640,915,553	0	0	640,915,553
歳 入 合 計	3,414,708,441,000	3,422,937,754,000	3,416,525,205,386	478,408,376	5,934,140,238	1,816,764,386

(雇用勘定)

2 歳 出									
項 目	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費 使用額 (円)	予算総則 の規定に よる経費 増額 (円)	流用等増△減額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)
01 失業等給付費	2,045,943,180,000	0	0	0	0	2,045,943,180,000	1,280,278,908,841	0	765,664,271,159
02 業務取扱費	86,659,140,000	0	0	0	0	86,659,140,000	81,188,595,296	0	5,470,544,704
03 施設整備費	5,177,431,000	1,022,686,447	0	0	0	6,200,117,447	4,023,457,000	721,773,977	1,454,886,470
04 雇用安定等事業費	299,157,489,000	0	0	0	0	299,157,489,000	248,471,989,864	0	50,685,499,136
10 独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費	17,619,728,000	0	0	0	0	17,619,728,000	17,619,728,000	0	0
13 独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構施設整備費	39,556,000	0	0	0	0	39,556,000	35,600,000	0	3,956,000
11 独立行政法人労働政策研 究・研修機構運営費	2,687,898,000	0	0	0	0	2,687,898,000	2,687,898,000	0	0
14 独立行政法人労働政策研 究・研修機構施設整備費	71,850,000	0	0	0	0	71,850,000	69,516,104	0	2,333,896
12 独立行政法人雇用・能力開 発機構運営費	86,153,303,000	0	0	0	0	86,153,303,000	86,153,303,000	0	0
15 独立行政法人雇用・能力開 発機構施設整備費	1,811,553,000	0	0	0	0	1,811,553,000	1,556,757,246	0	254,795,754
06 他勘定へ繰入	34,143,430,000	0	0	0	0	34,143,430,000	33,767,408,000	0	376,022,000
07 雇用安定資金へ繰入	122,342,159,000	0	0	0	0	122,342,159,000	122,342,159,000	0	0
09 予 備 費	132,000,000,000	0	0	0	0	132,000,000,000	0	0	132,000,000,000
歳 出 合 計	2,833,806,717,000	1,022,686,447	0	0	0	2,834,829,403,447	1,878,195,320,351	721,773,977	955,912,309,119

【参考情報】

1 歳入に関する情報

① 「他勘定より受入」は徴収勘定からの受入であるが、その内訳は以下のとおりである。

○ 徴収勘定より受入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
保険料収入	2,992,189,614,000	2,992,159,327,187	2,992,159,327,187	△ 30,286,813
うち三事業に係る額	539,062,532,000	539,396,630,315	539,396,630,315	334,098,315
雑収入	680,175,000	710,461,813	710,461,813	30,286,813
計	2,992,869,789,000	2,992,869,789,000	2,992,869,789,000	0

(注) 徴収勘定からの受入については、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第66条第29号の規定による廃止前の労働保険特別会計法第7条第2項により、雇用保険に係る労働保険料の額及び徴収勘定の雑収入のうち政令で定める額の合計額に相当する金額とされており、雑収入は延滞金、追徴金、返納金、預託金利子収入及び雑入からなっている。

② 「一般会計より受入」に係る内訳は以下のとおりである。

○ 一般会計より受入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
求職者給付費等財源受入	393,905,000,000	195,305,000,000	195,305,000,000	△198,600,000,000
業務取扱費財源受入	824,500,000	824,500,000	824,500,000	0
計	394,729,500,000	196,129,500,000	196,129,500,000	△198,600,000,000

③ 「運用収入」は預託金利子収入であるが、その内訳は以下のとおりである。

○ 運用収入

区 分	歳入予算額 (円)	徴収決定額 (円)	収納済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (円)
積立金利子収入	3,532,626,000	10,065,066,390	10,065,066,390	6,532,440,390
雇用安定資金利子収入	912,459,000	1,900,624,051	1,900,624,051	988,165,051
余裕金利子収入	0	1,106,616,431	1,106,616,431	1,106,616,431
計	4,445,085,000	13,072,306,872	13,072,306,872	8,627,221,872

2 歳出に関する情報

(項)雇用安定等事業費、(項)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費、(項)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費、(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、(項)独立行政法人雇用・能力開発機構運営費、(項)独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費、(項)雇用安定資金へ繰入及び(項)他勘定への繰入のうち三事業に係る保険料の返還金は三事業に係る歳出であり、(項)失業等給付費、(項)業務取扱費、(項)施設整備費及び(項)他勘定へ繰入のうち三事業に係る保険料の返還金以外の歳出は三事業以外の事業に係る歳出である。

平成18年度歳入歳出決算の概要(徴収勘定)

1 歳 入

款 項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減) (円)	備 考
0100-00 保 険 収 入	4,019,124,219,000	4,144,410,550,223	4,058,153,418,966	7,386,646,047	78,870,485,210	39,029,199,966	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(以下「徴収法」という。)第10条第2項の労働保険料(印紙収入を除く)
0101-00 保 険 料 収 入	4,018,411,058,000	4,143,886,338,505	4,057,629,207,248	7,386,646,047	78,870,485,210	39,218,149,248	
0102-00 印 紙 収 入	713,161,000	524,211,718	524,211,718	0	0	△ 188,949,282	{ 印紙をもってする歳入金納付に関する法律第3条の規定に基づく受入金
0500-00 他 会 計 より 受 入							
0501-01 一 般 会 計 より 受 入	680,195,000	659,554,000	659,554,000	0	0	△ 20,641,000	{ 石綿による健康被害の救済に関する法律第34条の規定に基づく受入金
0200-00 他 勘 定 より 受 入							
0201-00 他 勘 定 より 受 入	99,375,202,000	98,809,456,000	98,809,456,000	0	0	△ 565,746,000	{ 労働保険特別会計法第8条及び同法施行令第2条第1項並びに第2項の規定に基づく受入金
0300-00 雑 収 入							
0301-00 雑 収 入	1,115,430,000	1,318,687,271	1,076,622,973	14,082,406	227,981,892	△ 38,807,027	{ 「徴収法」第27条第1項の規定に基づく延滞金の収入等
0400-00 前 年 度 剰 余 金 受 入							
0401-00 前 年 度 剰 余 金 受 入	6,821,090,000	30,997,708,700	30,997,708,700	0	0	24,176,618,700	{ 労働保険特別会計法第18条第4項の規定に基づく剰余金
歳 入 合 計	4,127,116,136,000	4,276,195,956,194	4,189,696,760,639	7,400,728,453	79,098,467,102	62,580,624,639	

2 歳 出

項	歳出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定による経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 保 険 料 返 還 金	60,005,349,000	0	0	0	0	60,005,349,000	50,377,936,902	0	9,627,412,098	{ 「徴収法」第19条第6項及び第20条第3項に基づく保険料精算返還金(支出先:事業主等)
02 業 務 取 扱 費	41,911,967,000	0	0	0	0	41,911,967,000	36,898,025,240	1,404,624,060	3,609,317,700	{ 労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費(人件費・事務費)(支出先:徴収担当職員、労働保険事務組合等)
03 他 勘 定 へ 繰 入	4,025,098,820,000	0	0	0	0	4,025,098,820,000	4,025,098,820,000	0	0	{ 労働保険特別会計法第7条第1項及び同法施行令第1条第1項並びに同法第7条第2項及び同法施行令第1条第2項の規定に基づく繰入金(支出先:労災勘定及び雇用勘定)
09 予 備 費 (959-...)	100,000,000	0	0	0	0	100,000,000	0	0	100,000,000	
歳 出 合 計	4,127,116,136,000	0	0	0	0	4,127,116,136,000	4,112,374,782,142	1,404,624,060	13,336,729,798	

参考情報

歳入に関する情報

他勘定より受入は、労災勘定からの受入と雇用勘定からの受入であるが、その内訳は次のとおりである。

1 労災勘定からの受入

労災勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

区 分	歳入予算額 (千円)	徴収決定済額 (千円)	収納済歳入額 (千円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差(千円)
労働保険料の返還金の財源	53,382,722	53,382,722	53,382,722	0
徴収関係事務費(業務取扱費)の財源	11,799,050	11,659,326	11,659,326	-139,724
予備費	50,000	0	0	-50,000
合 計	65,231,772	65,042,048	65,042,048	-189,724

(注) 労災勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金の額のうち労災保険関係部分と徴収勘定の歳出に係る業務取扱費その他の諸費の額のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める額の合計額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第1項)

2 雇用勘定からの受入

雇用勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

区 分	歳入予算額 (千円)	徴収決定済額 (千円)	収納済歳入額 (千円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差(千円)
労働保険料の返還金の財源	6,568,694	6,568,694	6,568,694	0
徴収関係事務費(業務取扱費)の財源	27,524,736	27,198,714	27,198,714	-326,022
予備費	50,000	0	0	-50,000
合 計	34,143,430	33,767,408	33,767,408	-376,022

(注) 雇用勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費その他の諸費の額から労災勘定から繰入れられた額を控除した額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第2項)